

<火災保険ご契約のお客様へ>

## 2025年6月火災保険の改定のご案内



拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より弊社業務につき、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年6月1日責任開始契約より火災保険の内容を改定します。改定概要は下記のとおりです。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までご照会ください。

敬具

記

### 1. 料率改定、水災等地の導入等

#### (1) 火災保険料率の改定

火災保険の保険料率を改定いたします。近年発生した自然災害<sup>\*</sup>等による支払の増加を反映し、所在地や業種等によっても異なりますが、基本的に保険料水準の引き上げとなります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

※今回の改定に影響した最近の主な自然災害

2022年台風14・15号、2022年6月雹災、2021年7・8月大雨、2021年1月寒波・大雪 など

#### (2) 消火設備割引等の改定

従来の屋内消火栓設備、自動火災報知設備等の割引は廃止となります。

消防法（昭和23年法律第186号）に定めるものと同様以上の基準により設置・維持された自動消火設備<sup>(注1)</sup>で有効に防護<sup>(注2)</sup>している場合は、建物および屋外設備・装置ならびにこれらの収容動産に対して割引を適用することができます。

（注1）自動消火設備とは、防護対象において発生した火災を人の操作を介さずに自動で有効に感知・消火できるように設置されたスプリンクラー設備等の消火設備のことをいいます。

（注2）有効に防護とは、割引適用対象の建物等において、消防法令で列挙されている自動消火設備の設置を要しない部分を除き、全体が設備の防護範囲に含まれるよう設置されていることをいいます。

#### (3) 住宅総合の水災等地の導入

住宅総合保険の水災料率を各都道府県別で市区町村別に5区分に細分化します。

#### (4) 住宅総合保険、店舗総合保険の普通保険約款の水災補償方法の変更

住宅総合保険および店舗総合保険の水災の補償方法について、現行普通保険約款には、水害保険金の支払割合を縮小（縮小割合最大70%）する旨の規定がありますが、普通保険約款の改定により、縮小払の規定がなくなります。そのため、次の(5)の特約付帯により、更改契約については現在ご契約いただいている補償条件と同じ補償条件となるようおすすめをいたします。

(5)新設する特約

普通保険約款の水災補償が上記のとおり変更となるため、次の特約を新設します。

①	水災補償変更特約（縮小払・住総用）	FF3	現行（旧）の普通保険約款と同等の縮小払（区分払）に変更する特約（浸水条件有）
②	水災補償変更特約（縮小払・店総用）	FF4	
③	水災補償変更特約（縮小払・店総特約用）	FF5	

## 2. 企業財産包括保険の約款改定

(1) 実損払の例外規定の追加

企業財産包括保険は原則として実損払としていますが、保険価額に比べて、保険金額が著しく低い場合には、保険金額の保険価額に対する割合で保険金を削減する内容に企業財産包括保険自動追加特約を改定します。

(2) マイクロフラクチャー免責の明確化

太陽光発電設備などにおいて生じる微細な傷（マイクロフラクチャーまたはマイクロクラッキング）は、従来から保険事故に該当しないものと解釈していますが、今般これを明確化するための条項を企業財産包括保険自動追加特約に追加しました。

以上